

足利市広告掲載に関する運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、足利市広告掲載事業要綱（以下「要綱」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告の内容及び表現は、市の資産等を活用することから社会的に高い信用性及び信頼性を有するものでなければならない。

(業種及び事業者等の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者等に係る広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及びこれに類するもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業及びこれに類するもの
- (3) 法律に定めのない医療類似行為(整体、カイロプラクティック、エステティック等)に係るもの
- (4) 市の入札指名停止を受けているもの
- (5) その他不相当と認められる業種又は事業者等

(広告内容の基準)

第4条 次の各号のいずれかに該当する内容の広告は、掲載しない。

- (1) 法令等で製造、販売等が禁止されている商品又はサービス、法令等が定める許可等を受けていない商品又はサービス、その他掲載することが不相当と認められる商品又はサービスを提供するもの
- (2) 他の者をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 不当な差別等人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治活動を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (6) 宗教の布教推進を目的とするもの又はそのおそれのあるもの
- (7) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 性的感情を刺激するもの又はそのおそれのあるもの

- (9) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
- (10) 粗暴性又は残虐性を助長するもの又はそのおそれのあるもの
- (11) 虚偽、誇大又は紛らわしい表現等により消費者に誤解又は不利益を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (12) 青少年の人体、精神及び教育に有害なもの又はそのおそれのあるもの

(広告内容の修正等)

第5条 市長は、前2条に規定する基準に基づき、広告媒体ごとにその具体的な内容を判断するものとし、審査の結果、当該審査に係る広告に修正等をすべき箇所があるときは、その修正等を広告を掲載しようとする者に求めることができる。

- 2 広告を掲載しようとする者は、正当な理由がない場合は、前項に規定する修正等の求めに応じなければならない。

(個別の基準)

第6条 この基準に規定するもののほか、広告事案の性質に応じて、広告内容等に関する個別の基準が必要な場合は、別に定める。

(足利市広告審査委員会の職務)

第7条 足利市広告審査委員会(以下「委員会」という。)は、次の各号に規定する事項について、審査し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 所管部署の依頼に応じ、広告掲載の可否又は疑義について審議し、意見を述べること。
- (2) その他委員長が審査及び審議を必要と認める事項

(財政課の事務等)

第8条 広告掲載等について、財政課が所掌する事務は、次の各号に規定するものとする。

- (1) 委員会の庶務に関すること。
- (2) 要綱の改正又は廃止に関すること。

(所管部署の事務)

第9条 広告掲載等について、所管部署が所掌する事務は、次の各号に規定するものとする。

- (1) 広告掲載等についての広告媒体等の調査、選定及び募集内容の企画に関すること。

- (2) 広告掲載案の作成に関する事。
- (3) 広告掲載の募集に関する事。
- (4) 広告掲載を希望する者から提案された広告掲載事項の検討に関する事。
- (5) 広告掲載についての可否、相手方及び条件等の検討に関する事。
- (6) 契約の締結に関する事。
- (7) その他広告掲載に関し必要な事項

(決定)

第10条 広告掲載等に関する決定は、足利市事務決裁規程に基づき行うものとする。

附 則

この内規は、平成19年8月1日から適用する。